

お知らせ

■湯田公民館
6月1日（水）
9時から正午まで
石田委員・若林委員
13時から16時まで
草野委員・伏木委員

■長浜西部福祉ステーション
6月1日（水）
10時から正午まで
藤澤委員・沢尾委員
正午から14時まで
徳田委員・樋口委員・奥澤委員
14時から16時まで
宮本委員・主馬委員・北川庸委員

人権特設相談所
市内9か所で特設相談所が開設されます。

人権の相談は、人権擁護委員へ
人権擁護委員は、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動をされています。
人権についてお悩みの場合は、人権擁護委員に相談ください。
日ごろの法務局の人権相談所や委員の自宅での相談のほか、次の日程で特設相談所が開設されます。
相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽に相談ください。

6月1日は
人権擁護委員の日です

■びわ高齢者福祉センター
6月7日（火）
9時から正午まで
吉川委員・蓮元委員

■長浜市役所湖北支所
6月1日（水）
9時から16時まで
中川委員・北川利委員・饗場委員・松井委員

■長浜市役所高月支所
6月1日（水）
13時から16時まで
平井委員・村井委員・柴田委員・井口委員・細江委員

■公立木之本公民館
6月1日（水）
9時から正午まで
布施委員・山口委員・木村委員

■余呉高齢者福祉センター
6月3日（金）
13時から16時まで
鈴木委員・湯本委員・岡山委員

■西浅井公民館
6月1日（水）
13時から16時まで
和藏委員・田中委員・岩谷委員

問 大津地方法務局長浜支局
（☎62-0503）

人権擁護委員の皆さん

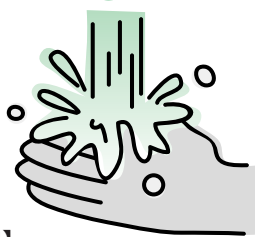
（敬称略）

委員名	住 所	電話番号	委員名	住 所	電話番号
沢尾 武廣	大宮町	63-9565	宮本 香代子	三ツ矢町	62-5511
徳田 頼子	大辰巳町	62-3577	樋口 幸永	七条町	65-3363
藤澤 玲子	小沢町	62-5989	奥澤 富恵	相撲町	62-7102
主馬 益夫	石田町	62-6267	北川 庸子	加田町	63-2477
石田 賢	谷口町	74-2750	草野 景一	寺師町	76-0253
若林 満智子	三田町	74-0332	伏木 節子	東主計町	74-1078
蓮元 紀子	難波町	72-2697	吉川 外喜男	益田町	72-3346
中川 富美子	月ヶ瀬町	73-2714	北川 利彦	宮部町	73-2685
中川 眞佐子	大井町	73-3850	松井 京美	酢	73-4574
井下山 眞	湖北町速水	78-1351	吉武 隆子	湖北町山本	79-0746
伊吹 恵鐘	小谷丁野町	78-0565	平井 周藏	高月町磯野	85-3037
村井 幸子	高月町高月	85-5311	柴田 勸治	高月町高月	85-2054
井口 テイ	高月町井口	85-4340	細江 新悟	高月町西阿閉	85-2966
布施 正美	木之本町西山	82-2865	山口 進	木之本町木之本	82-2227
木村 俊明	木之本町川合	82-2261	鈴木 修太	余呉町新堂	86-3273
岡山 光晴	余呉町中之郷	86-3066	湯本 博史	余呉町下丹生	86-3632
和藏 順入	西浅井町山門	89-0604	由中 とし子	西浅井町大浦	89-0162
岩谷 円祐	西浅井町岩熊	88-0713			

お知らせ

水道モニターを募集します！

毎日使う水道水の料金の仕組みや、水質がどのように保たれているのかなど、水道のことを一緒に話しませんか。



【開催日時】 6月～平成24年3月（全10回）
毎月第3水曜日 10時～11時30分

【対 象】 長浜市の旧長浜市・旧虎姫町・旧びわ町地域、米原市の旧近江町地域にお住まいで、水道を使用されている18歳以上の人
※国または地方公共団体の議員および職員の人はご遠慮ください。

【場 所】 長浜水道企業団（下坂浜町）

【定 員】 15人（応募者多数の場合は選考）

【参 加 費】 無料

【申込方法】 郵送、ファックスまたはホームページのメールフォームで、「水道モニター申込」と明記のうえ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入して、下記まで申込みください。
※いただいた情報はモニター目的以外には使用しません。

【申込締切】 5月31日（火）

開催日	内容
6月15日	水道水はどこから
7月20日	配水池見学ツアー
8月17日	水道料金のポイント
9月21日	漏水を防ぐコツ
10月19日	企業団の財布チェック
11月16日	びわ湖の不思議
12月21日	おいしい水の目安
1月18日	災害への備え方
2月15日	水道管のメンテナンス
3月21日	平成24年度の計画

※ 日程や内容は変更する場合があります

申 長浜水道企業団総務課（下坂浜町248番地22、☎62-4101、FAX 63-6819、ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~nagasui>）

軽自動車税の減免申請を受け付けます

受付期間 5月9日（月）～5月24日（火）

次の①②に該当する人が、平成23年4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・2輪の小型自動車をお持ちの場合、軽自動車税の免除が受けられます。

ただし、適用は1人につき1台のため、普通車を所有されている人で自動車税の免除を受けられている場合は、軽自動車税の免除対象にはなりません。

①：身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が一定以上の本人

②：①の人と生計をともにする人

※②の場合、①の人が戦傷病者や満18歳以上の身体しょうがい者の場合などは、免除対象になりません。

このほかに、所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前にお問合せください。

減免の申請書は、5月24日（火）までに提出してください。

なお、減免申請される場合も軽自動車税納税通知書は送付させていただきますので、減免の承認通知が届くまで納付せずにお手元にて保管をお願いします。

問 税務課 市民税・国保料グループ（☎65-6508）

